

第二十六回国会
衆議院

大蔵委員会専売事業に関する小委員会議録第六号

(七九四)

昭和三十三年九月六日(金曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

小委員長 内藤 友明君

有馬 輝武君

井手 以誠君

小委員外の出席者

議員 川野 芳満君

議員 上林山榮吉君

議員 志賀健次郎君

議員 中馬 辰猪君

議員 中山 榮一君

議員 森山 欽司君

議員 鹿野 義夫君

大蔵事務官

日本専売公社総裁 松隈 秀雄君

日本専売公社理事 石田 吉男君

日本専売公社理事 西山 祥二君

日本専売公社理事 榎園 光雄君

産部生産課長 榎園 光雄君

専門員 榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

榎園 光雄君

おりますので、この点をきまりをつけたいと思ふのです。

この「同一の区域を地区とする組合は、一個とする」というようなことは、非民主的なことではないかという質問に對して、森山議員から、それは、望ましいことであるから一個でよいという御答弁でございますが、これでも、これは、何ともわれわれは納得できないことでございますので、この点をあらかじめ一度、提案者としてこれが妥当であるかどうか、どうしても妥当であるとするならば、その理由をいさ少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○森山欽司君 組合法案三条二項に「同一の区域を地区とする組合は、一個とする。」すなわち単位組合において、地区の重複を禁止してあるということですが、同一の地区内に同種の組合ができることは、組合員が錯綜混雑する。従つて組合の組織、基盤が弱くなると私も考える。また組合員の組合費の負担等から見ても有利であるばかりではない、そういうことも私は事実であると思ふ。それから、このたびは組合法案の目的にも書いてあるように、「あわせてたばこ専売事業の健全な発達に資する」という目的も持つておられるわけであり、そういう見地から、公社としても、たばこ専売法に基づく生産指導というものが明文上認められておりますし、また事実上やられなければならない性質上やむを得ない。そういう生産指導を徹底するとい

う見地からすると、幾つも地区の重複という点があり、徹底しがたい。混乱を起すという点がある。事業の指示、あるいは事務執行、そのような点にも少なからざる不便がある。そうした点の点から見ても非能率、不経済となることは明らかでありますから、地区内は一組合であることが望ましい。そういう望ましいということが一つは、神田委員も昨日御了承になられた。従つて、望ましかるる事態が起ることに対して、それを事前に防止すること、この規定を設け、国会の御審議によつて、民主的にこの方針を明文化した方がいんじやないか、こういう考え方でございませう。

○神田(大)小委員 同一地区内において一組合が望ましいというところは、私もわかつております。しかし望ましいからといって、それを法律でもって上からきめるというところは、統制時代であればいざ知らず、今日民主的な時代になつて、望ましいことを上からきめてしまふというようなことは、私は非民主的なやり方であると思ふ。もし望ましいならば、望ましい状態というものは、下から、これは同一地区においては一つ組合がいいというようなことを耕作組合自体が考え、そういう考えのもとに自然に一組合になつてくるわけですから、そういう意味合いにおきまして、私は法律でもって一組合であるというようなことを、一個であるというようにもう頭からきめてしまふことは、

これはまことに命令的であり、耕作者の民意を無視することになると私は思ふのです。この規定は削除すべきであると私は考える。こういうふうな規定いたしますと、もしその組合が非常にワン・マンな、わがままな組合であつて、組合員の意思を無視するようなことを行われても、耕作者はほかに組合を作るわけにはいかぬから、その組合によらなければならぬということになつて、これは一つの切實な理由ができて、よりよい組合にするためには、やはり下から耕作者の熱意によるところの訓練によつて、一つの組合にするようにするのが民主的なやり方であらうと思ふのです。これは、何も森山議員がこれを固執するわけではなくて、私思うので、私はこういう条文は必要ない、こういうふうに考えるのでございしますが、あなたの御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○森山欽司君 タバコ耕作組合は、古いことは私はよく存じませんけれども、すでに五十年の歴史を持つておるやに聞いております。そうしてその長い期間において、地区の単位は別々といひまして、地区の重複というものは、事実上今日までもほとんどなかったわけでございます。そういう点からいたしまして、地区の重複を必要とするような事態が私はそう多いというふうには考えないわけですから、他方、たゞいま神田委員から御指摘のありました、組合の運営がワン・マン的になつて、非常に専横な組合運営が行われる可能性もあるというようなことも理由にされたやうでございませう。それは、今度のたばこ耕作組合においてわかりませう。耕作組合においてわかりませう。耕作組合の選出というものはきつめて民主的に行われる。それから組合の運営については、これまた民主的な運営を行うように規制をされております。しかも、その運営について違法あるいはまた著しく不当なものについては、監督を加えるというような仕組みになつておりますから、そのような事態というものは、十分に私は防止できるものであると確信をいたしております。そういう意味で、神田委員の御心配の必要はないのじゃないかと私は考えるわけですが、従つて三条二項において規定いたしました、地区の単位組合において、地区の重複を禁止するということとは、これは規定として確保することが必要であると思ひます。

○神田(大)小委員 どうもあなたと私の考え方は、だいぶ違ふやうでございませう。私は何も二つや三つあった方がいいと言つてゐるわけじゃない。一つが好ましいことであるといふことはわかつておる、しかし一つがいいといふことは、上からきめることではない。下の耕作者組合が、自主的にこれは一つでやつていこうといふてきめることであつて、組合をわざわざ二つや三つにして不便になるというようなことは、よほどのことではなければ、これは起き得ない。よほどの組合が、組合員の意思

を無視したような行為をしない限りにおいて、ほかに組合なんかできっこないのです。だからこういう規定は、上から一つだというようなきめ方をしないで、自然に排作者の意思によって一つにでき得るものなのです。こういう条文は、上からきめるべきものじゃない。ほかの組合でも、こういうふうな地区には一つしか組合は作れない、ほかの組合は作れないというような規定はおそらくないと思う。もしそういう規定があったとするならば、その組合は、どうせおれらがどういふことをやっても、ほかには組合ができないのだとかいう先入感が入って、民主的な運営ができないと思う。そういう意味合いにおきまして、私はこの民主主義の原則からして、こういう規定はちょっと間違っているんじゃないかろうか、こういうふうな思ふのですが、どうですか。

○森山欽司君 先ほど来申し上げましたように、組合員の立場から組合の組織基礎を強化する、組合員の負担を低からしめる。それから専売事業に關係するということ意味において、公社の生産指導を受けなければなりません、その生産指導の徹底等の見地から、一つの組合にすることが望ましい。望ましいということであるならば、望ましいからざる事象が起ることが考えられるならば、むしろ私もいたしまして、これを法に規定をしてはつきりしておいた方がベターである。ただし、もちろんこれはお役所あたりが一方的にこういう規定をすることはいけないのであります。国会において十分論議をしてきめるといふことは、民主的なやり方である。下から盛り上げるまで放置し

ておいたらよからうというお考えは、一つのお考えかもしれないが、私どもの考えといたしましては、これは明文化した方がよりよいという考え方でございます。

○神田(大)小委員 議会でもって議論をしてきめるのだから、これは民主的だという議論では、これはちょっとどうかと思うのですが、こういう問題は、もちろん議会で議論してきめるのであるけれども、タバコ排作組合というものは、排作者が入るとか入らないとか、それじゃ作ろうというところで自主的に集まってきめることです。自主的に排作組合を作ってもいい、作らないでもいいというような規定でござい

ますし、これはあくまでも排作者の意思を尊重して作らるべきものである。だから、その地区でも一つがいというような排作者の意思であれば一つだし、二つ作るというようなことであれば二つになるかもしれない。これは、さっき森山さんが言ったように、一つの方がやはり排作者にいい条件がたくさんあるのだから、何かしら、何れを一つにするか二つにするか、あるいは三つにするかというようなことは、これは何も議会のわれわれが作るのではない、あくまでも排作者が作るものであるから、排作者にまかせるべきです。排作者の良識によってきめるべきことなんで、国会でもってこれを一つだというようにきめることは非民主的になる、こう私は申すのです。森山さんのようなりっぱなお方ですから、十分その点はわかっておられるのだから、けれども、こういうふうに出たものだから、面子上にこだわっておられると思

うのです。しかし法案として出てしまふと、もう取り返しつかないことになるものだから、私は一つの問題点として指摘しておくわけです。その点は、一つぜひ御了承願いたいと思っております。日本の民主主義の一つの大きな筋金として、こういうことをやって、あとでどうも笑われても私は困るので、一言申しておくのでござい

ます。その点、よろしく提案者としても御考慮のほどをお願いしたいと思います。ごさいます。その点について答弁が何かありますれば一つ……。なければけっこうでございます。

○森山欽司君 提案者の一員といたしましては、三条の二項は、民主主義のルールにはずれておると思ひます。民主主義というものは、野放しにしておくべきものではなくて、望ましかるざる事象を防ぐということに對して、そこにルールをおくことを、正しい民主主義の運営であると私は思ひます。目ごろ信じておるのであります。そういうことから、三条二項については、これはぜひとも置かなければならない規定であると思っております。

○神田(大)小委員 そう森山先生から聞き直されると、私も一言言わなくてはならない。あなたは、民主主義というものは、一つのワケにはめなくてはならぬということを言われますけれども、組合を作るとか作らぬということ、排作者の意思です。それを一つにするとか二つにするということも、排作者の意思です。排作組合を作ってもいい、作るべきであるということも、なるほど一つのワケかもしれないが、それ以上に立ち入ることは拘束することであるし、上からの押しつけに

なる。そういう点は、十分わかっておるのだらうと私は思ふのですけれども、あくまでもあなたが固執するといふことになる、私はやはり黙って引くわけにはいかぬ。そういう観点につきましては、われわれは絶対反対いたします。あなたが言ったように、一つになつて利便をこうむることは非常にいいことであります。われわれも、一地区一組合を適當であると思ふけれども、そういうことは、法律でもってきめることではなし、排作者が自主的にきめることであるといふこの筋だけは、私は通しておくべきだと思ふのです。私は、この点はつきりとあなたの意見と反対であるといふことを言っておきます。

それから、きのうの第八条の十一号の問題で、団体協約の問題について少し言い漏らしておることがありますので、ちょっとお尋ねいたします。私は、この団体協約の意義は、価格の協定、それから排作権の確立、こういう問題を主眼とすべきであると思ふのでございすけれども、現段階においては、それは不可能である。あなたは、これはたとえば物を買ふときの協約になるというようなことでございすか、そういうことでございすか。

○森山欽司君 昨日申し上げました通り、この規定は、広く組合員または会員の経済的地位の改善のために協約というものである、従つて、これを例示いたしますれば、組合員の葉タバコ生産に必要な肥料の購入その他のことについて組合が代表して他と契約するといふようなことを認めたものであります。ただたばこ専売法上において、専売権の行使というような形で現

在の反別の問題、あるいはまた価格の問題が専売法上規定されておりますから、従つてそういう現在の法的規制の建前のもとにおいては、それらの事項は団体協約の対象とならない、こういうことでございす。

○神田(大)小委員 そうしますと、たとえばいつか井手委員から問題にされました、高砂商事株式会社が尿素化成分を契約した、この尿素化成分がほかの品物よりもたまたま高い価格であつても、一つの契約として成り立つた以上は、これは組合員に売るといふようなことがあり得ると私は思ふのです。特定の商社と特定の契約をするために、わざわざ団体協約を用いる必要があるかどうか、あるいはこういう特定の商社と特定の契約をする、かえつて排作者に御迷惑をかけるような事態になるのじゃないか、私はこう考えます。その点はいかがですか。

○森山欽司君 組合員の経済的地位の改善のためというところで、よい肥料を安い価格で買つてくれるということ、団体協約の必要があれば締結をするといふことは、私はけっこうなことじゃないかと思ひます。ただ具体的に、先ほどお話があつた高砂商事とやらの問題について、そういうものが一体適當かどうかということになつて参りますと、それはまた別問題じゃないか、例外的な事象であり、またもしそういう事象が起れば、当然組合内部に於いても非難等が起きましようし、事態の改善ということが民主的に行われるものである、またそれだけの道は、このたばこ排作組合法の中には開かれておるといふふうに私もは考え

○西山説明員 森山議員より御意見がありましたし、実は昨日井手先生からの御発言の際に、一応御説明を申し上げたいと思いましたが、次の発言者の許可がありましたので、そのままに見送ったのであります。この際を考えておるところを申し述べて、御了承を得たいと考えます。

第一類第五号(附属の五)

大蔵委員会専売事業に関する小委員会議録第六号

昭和三十一年九月六日

—

によりますことは、新しいメーカーなり商社が販路を拡張するために、あえて出血ダンピングをし、販路を拡張するというものもありがちのことです。いまして、これがために公正な取引を攪乱し、従っていかにも不当な価格をきめ、不当な利益をおさめているかの

ましたのでありますが、当時熊本の県たばこ耕作組合連合会は、耕作組合中央会のあっせんによりましてあるメーカーと契約し、購入をはかっておったのでありますが、たまたま他のメーカーの品が熊本県下に入って参りまして、これがために県連合会が予定し契約をいたしました数量とそごいたしましては、その立場上支障を来しますもので、よく調査の上、その荷物の現品の発送元と協議をいたしました。ところ

答弁は、私が質問したその意図とは違
いますから、これはその方の質問を先
ほどいたしました井手委員から、あら
ためてこの点について御質問いただく
といたしまして、私は先に進みます。
それで森山議員に伺いますが、引体

うふうに私どもは考えております。

○神田(大)小委員　これは大へんなことになりますね。あなたたちは、特定な業者から団体協約で物を買って、それに耕作者が拘束されるということになりますから、そうすると、高いものであろうとどうであらうと、これを買わなくちゃならぬというような結果をもたらず、安い肥料が来てもそれを買うわけにはいかぬ。あなたたちの団体協約によってきめられた肥料を上から押

わけでありませう。そこで、もしその内容がさきに申したような、たとえ肥料の場合、不適当な事例でもありといえますならば、これは当然この組合内部において問題が起るかと思ひます。民主的な方法によつて、この団体協約の実施というものは、当然規制さ

うものを期待をしておるわけでありま
す。

○神田(大)小委員 非常に大事な問題
であるから、よく聞いてもらいたい。
なるほど総会であらかじめ承認を得る
ということになりますけれども、たと
えば高砂商事から尿素化を購入する
というようなことを総会で決定しま
す。それは総会のときは、なるほどそ
ういうふうに、まあどこから買つても
いいだろうということと決定するかも

まづつは、こういうような強力な専断公社の権力がうしろにおって、それによって指導監督されているところの組合員が、そういう団体協約をするというような場合に、それに勇敢に反対するという闘作者は今のところなかなか出ないといふこと、その一例として、東京

をしたのだからといって、これを拒むことのできないようなあわれな状態に耕作者が陥ることをどうしても未然に防がなくてはならぬと思うから、申し上げるのであります。これは、きのうも問題になりましたが、私は何も出張所や支所の技術課長や鑑定課長を精めつける気持は毛頭ありませんから、名前とか出所は申しません。けれども、ここに私はテーブを持ってきておりますので、これは委員長の承諾を得て

テープ・レコーダーを持ってきてやっ
てもいい。このテープには何を
言っておるかというのを、あらかじめ
め申し上げます。ある出張所の技術課
長がある小学校の講堂で、耕作者をた
くさん集めて講演会をやった。そうし
て言うことはどうかという、タバコ
の前作肥料を見ますと、日東化学の売
り出している尿素化成が適当である、
だから、これを使えばタバコはよくで
きる、皆さんこれを使つて下さい、今
組合でもこれと同じ成分の尿素化成を
作っておりますけれども、これは、わ
れわれは試験をしないのでわからない
から保証できない、日東化学のやつな
ら保証できる。それで、いろいろの関
係者が試験のデータを出してもらいた
いと言つたら、今これは一件ばかり試
験中だということだが、試験の結果は
どうかかわらぬというので、あたかも
日東化学の番頭のようなことを出先の
鑑定課長さんが言つて歩いて、これを
拒むというだけの勇気が耕作者にあり
ますか。これが一つの事例で、現在に
おける専売公社と耕作組合との関係な
んです。こういうような関係が、今度
法人化されると、専売公社の監督は嚴
重になり、指導も非常に緊密になりま
すから、これは専売公社と法人化され
たタバコ耕作組合というものが結びつ
いて、離れることのできないような関
係になっていくと思う。そういう場合
に、団体協約を耕作組合が結んで、こ
の肥料を耕作者に売るといふような場
合に、それを拒めば、鑑定するとき二
等のやつを三等にされるかもしれない、
三等のやつを四等にされるかもしれな
い。実際はそういうことはないか
もしれませんが、耕作者はびくびくし

て、おそれているような状態なんだか
ら、そういうような大きな権力を背景
にし、しかもある程度自由を束縛され
ているような独占事業であるタバコ
作に対して、こういうような業者と協
定を結んで物資を売りつけるなどとい
うようなことは、もつてのほかの話で
す。あなたたちはこういうことをやっ
て、それでも耕作者の経済的な地位の
向上をはかるといって、美しいことを
言っておりますけれども、実際今まで
やっております日本国中におけるところの
タバコ耕作者に対する肥料、資材の
あつせん状況、あるいはまたそれに
対する専売公社の方々——これはまじ
めな方々もたくさんあります、まじめ
な、ほんとうに一生懸命タバコ耕作を
りつぱにしたいという考えでもつて
やっております公社の方もたくさんありま
すけれども、またまた業者の手先のよ
うなことをやっております人もおるとい
うこの事実、これはテープ・レコーダー
を一つかけてもらつて、幸いに録音も
おるのですから、聞いてもらうことに
よつて、どこに根拠があるかというこ
とがはっきりとわかると思う。そうい
う観点に立つて、私は、このような協
約はまことに無意味なものであるし、
またこの協約を強制されては迷惑千万
なことになると思う。そういうことを
する前に、私は専売法を改正して、そ
ういうような価格に対する一方的な公
社の押しつけをなくし、耕作者の耕作
の安定、あるいはまた鑑定に対する自
由な耕作者の発言、自由な意思表示と
いうものをさせるように、まず専売法
の改正をしてから、そういう自由な立
場に立つてから後の耕作者の自由意思
によるところの組合であるならばいい

知らず、今日における段階においてこ
ういうことをされたならば、かえつて
耕作組合員を束縛する以外の何もので
もないということ、これは、私は明ら
かに今までのいろいろな事実で証明で
きることと思う。森山議員なりあるいは専
売公社がこれに対して反論するのなら
ば、私は幾らでも材料はあります。全
国各地の専売公社の非民主的なやり方
に対する不平不満のうっせきというも
のは、われわれのところにはうはいと
して起きている、資料もうんとありま
す。あとから来るほどいいものが、専
売公社の幹部の皆さんが驚くような資
料がたくさん出てきます。やがては、
岸内閣打倒をわれわれは言つておりま
すが打倒される前に、みずから岸内閣
が退陣しなければならぬようなものが
出てくるであらうとわれわれは思うの
です。そういうような重大な問題を含
んでおると思う。こういう専売公社、
あるいはタバコ耕作組合をめぐるいろ
いろの問題は、数限りないものである
が、私たちは、しかし皆さんのような
りつぱな方々が一つどんな考え方を
改めまして、そうして耕作者が喜んで
耕作し、自由な立場で発言できるよう
な民主的な法律を作るように努力した
いから、われわれはあえてこういう言
いたくないようなことも言わざるを得
ないのをごいいますけれども、森山議
員も農村におりまして、つぶさに耕作
者の意向を十分御承知のことでありま
すので、この第十一号によるところの
団体協約は、そういう価格の問題をき
めるんじゃない、耕作権を確立するた
めにきめるんじゃない、あるいは鑑定
を民主化するためにきめるんじゃない、
物を買つて、その物を耕作者に売

りつけるためにきめるんだというこ
とであれば、これはもつてのほかであ
ると思う。こういうことでありますな
らば、こういう条項はほんとうの空文
にひといき、空文どころか、害毒を流
すものであるとわれわれは言つてはば
からないものであります。そういう観
点に立ちまして、私は、この法案がい
かに第一条でも耕作者の経済的であ
るいは社会的地位の安定をはかると、
こう言つておりましたも、その前提と
なるところの専売法の改正をして、い
わゆる専売事業が民事化されない限り
においては、これはどうにもならぬ問
題である、われわれはこういうように
考えるわけです。

なお、あとに有馬君、あるいは石村
君等たくさん質問がありますので、私
は第三条あるいは第八條の一部分でこ
ごいまして、そのほかこの法案の内容
における役員の選任問題とか、あるい
は専売公社の監督の権限とか、いろ
いろ法案自体にも疑問がありますけれ
ども、私一人でやっております失礼に当
ると思ひますので、後刻に私は質問を
保留いたしました、以上こういうよう
な物を流る協定等に対する考え方によ
く反対を表明いたしました、私の質問
を終ります。

○西山説明員 ただいま神田先生か
ら——おそらくこれは宇都宮地方局管
内における問題だと思ひますが、御指
摘があり、また昨日は井手先生から
も、これに関係した御発言がございま
したので、一言公社の立場を申し上げ
たいと考えます。

タバコの作柄をできる限りよくする
ためには、その前作である麦の肥料、
あるいは品種等についても、でき得る

限りの配慮をいたすことが望ましいの
は明らかであります。従ひまして、公
社といたしまして、できる限りそう
いった方面の指導を産地にいたしてお
ります。しかしながら、個々の肥料に
ついて、特殊のものについてこれを使
用するようにというようなことは、絶
対にあつてはならないと思うのであ
ります。

宇都宮管内は、御承知のごとく非常
に地深な耕地でありますので、特に肥
料が多く残り、これがタバコに悪影響
を及ぼすという点から、前作麦の肥料
については、他の地方局よりも関心が
深いのも無理からぬと思うのであり
ます。それで、一昨日も申し上げまし
たごとく、前作麦の肥料に関しまし
て——ここに持つて参りました、チ
ラシのうちに、特種の製品を公社が推
薦をしておる、あるいはその使用を指
導するというかのごとき文面がござい
ましたのを聞き及びまして、さっそく
実情を調査いたしましたところ、公社
がさうな関係を持っていたものでな
いということが、明らかに聞き及んだ
のであります。しかしながら、念のため
に宇都宮地方局から、管内の各支所に
このような通牒を出しまして、今後の
一層の注意を喚起したのであります。
す。少しく読み上げますが、タバコ前
作麦の肥料については、あとタバコ
に悪影響を及ぼさないように肥料の成
分、施肥肥料等に関し多年の研究に基
き、タバコ耕作者の相談に応じ、指導
の万全をはかることは当然の責務であ
るが、肥料の生産は多種多岐にわた
り、その品質効能も日進月歩の現在に
おいては、特定の肥料のみを遵守する
ことは必ずしも妥当とは認められな

い。従って、タバコ耕作者もしくはタバコ耕作組合が自己の考えにおいて肥料を選択する場合には、公社として指導の限界を越えて干渉がまじき言動に及ぶことは、誠に慎むよう留意せられたい。同時に、また特定の肥料メーカーあるいは肥料販売業者等が、その宣伝文書に専売公社の推薦あるいは公社の研究によって生産せられた肥料等、事実上、あたかも公社と密接な関係があるかのごとく誤解されやすい文言を使用しているものがあるやに聞か、これらについては、公社は何ら関知するものではなく、もとより何らの責めに任ずるものでないことを了知の上、耕作者の指導に行き過ぎ、または誤まりのないよう留意せられたい、こういう趣旨の通牒も出してあります。

ただいま神田先生がおっしゃいましたお話を借さないわけではございませんけれども、ともすれば業者が公社の名を利用して——何分タバコ産地の大きな地域におきましては、公社の影響が多いものでありますから、利用される場合もなきにしもあらずと考えまして、このような注意をいたした次第であります。

○神田(大)小委員 私はやめようと思つたけれども、また質問しなければならぬ。それはいつ出したのか知りませんが、あなたは事実がない、事実がないと言っているが、われわれが事実を——たとえばきのうの文書、技術課長が高橋商事株式会社の尿素苛性を使えという通牒を出した、これは公文書ですよ。それからきょう持ってきたテープは、これは大演説をやったわけですよ、何百人という耕作者を集め

て。そういう事実があるのに、事実がない、事実がないということを言う。これは業者が利用しているのじゃありませんよ。専売公社の末端における一番最高の権威者で、しかも耕作者が一番おそれている人々です。一等になるかな、あるいは二等になるかな、これは三等になって子供のおみやげも買えないのじゃないかといって、非常にびくびくおそれている人がこれをやっているのですよ。そういう人を私は責めるわけではありせんけれども、そういうような状態の中であつて、果して公平な、民主的な、耕作者が納得できるような運営ができるかということですね。あなたは、幾らわれわれが現物の証拠を持ってきまして、やらぬやらぬ、知らぬ、そう言うならば、もっとちゃんとした証拠をまた持ってきてください。そういうことになると皆さんに御迷惑をかけることがあるからと思つて、私は遠慮しながらそろそろ出しているのです。それはわかつてもらいたいと思う。そういう点においてよく非を認め、果して専売公社はこのままでいいのか、このタバコ耕作組合というものは、このままでもって通していいものかというのを真剣に耕作者の立場になつて、ほんとうの日本の民主化の将来ということを考へて御考慮願いたい、それだけ私は言っておきます。

○西山説明員 ただいま先生のおっしゃいましたこと、まことにごもっともであります。事実につきましても、今後できる限りの調査をいたしまして、該当する事実がありましたらならば、相当の責任をとらせますことはもちろん、今後さような事態を絶対に引き起さないように、万全の注意をいた

したいと考えます。

○森山敬司君 神田委員の先ほどの御質疑に關連して、關連事項についてお答えをいたしたいと思ひます。これは重要問題であります。この論議においては、今まで一言も核心には入らなかつた事項でありますので、一言だけの簡単に御説明をしておきたいと思ひます。

と申しますのは、第八条第一項第三号の「葉たばこの生産上必要な肥料その他の資材の共同購入」という文言があるわけであり、私どももいたしましては、これがタバコ耕作組合の經濟事業であるという面について、非常な関心を払つたわけであり、従つて従来のたばこ専売法の第二十五条第一項第三号に「肥料その他の葉たばこの生産上必要な資材の共同購入」という文言があつたのを、「葉たばこの生産上必要な」というのを一番上へ持つて参りました。条文上から申しますと、肥料なら、關連のあるものは何でも取り扱えるというふうな印象を受けるような条文上の形になつております。そこで「葉たばこの生産上必要な」という文言を一番最初に持つてきて、「肥料その他の資材の共同購入」ということにし、肥料の取扱ひについても、従前のように全く無制限な形であつたものを規制を加へるというふうな考え方の方で規定をいたしたわけであり、その際、やはり前作委の肥料等について、どういふふうな成分のものが必要だというふうなことは、地方とか土地柄において専売公社が生産指導の一部としてやるということは、私どもはやむを得ない、あるいは必要じゃないかというふうな考へております。そのこ

とは、生産部長から話しました。しかし具体的にどういふ銘柄がいいとか、あるいはそれをタバコ耕作組合が取り扱ふがごときことがあつてはならぬ、それではタバコ耕作組合の經濟事業が際限のないものになつてしまふじやないかというもので、この点、社会党の方のたばこ専売法の一部を改正する法律案の中では、従前のたばこ専売法二十五条第一項第三号そのまゝの御規定がありましたが、私どもの方は、そういう点をさらに検討を加へまして、御趣旨は同じことと思ひますが、従前の二十五条第一項第三号と、組合法の八条第一項第三号とは違つた表現をしてくるというふうな配慮をしておるわけであり、

なお、これらの問題については、先般の国会において附帯決議案までも用意したことは御存じの通りであり、また、この問題については、いろいろ御議論もあつたかと思ひますが、一応前作委の肥料の問題が出ましたので、私どももいたしましては、そういうものに対して技術指導ということには必要がある、あるいはやむを得ない、具体的な銘柄を指示する、あるいはそれをタバコ耕作組合が取り扱ふがごときことは、これはタバコ耕作組合の事業としてははらちを越えるものである、もしそういう事実が今後あるとすれば、この新しい法律によれば、当然事業外の行為をしたということ、場合によっては罰則の対象にもなるというふうな厳格な態度をもつて臨んでおるということを、御了承いただきたいと思ひます。

○神田(大)小委員 今森山君から、一番大事な八条の三号についての御説明がありましたが、この問題は、有馬君があつたやうなことから、私はきょうはやりません。この問題については、われわれもいろいろと議論があります。あなたが言われたように、基本的に、今度のこの法案によるタバコ耕作組合が、こういう經濟事業をやるものとしての適格性なんですか。これをやる能力がある、資力とか、そういうものは十分持つておられるけれども、専売公社とか、あるいは今の改正されない専売法によるところの一つの大きな権力の傘下にある、指導のもとにある組合が、こういう經濟行為をやつて間違ひがないかどうかということが、やはり私は基本問題であると思ひます。このこと等につきましては、議論すると長くなりますから、あとの機会に十分提案者並びに公社の意向も聞き、あるいはタバコ耕作組合連合会の現在の方々、あるいは農業協同組合の責任者の方々の御意見も聞いて私は議論したい、こう思ひますので、この点は保留しておきます。

○内藤小委員長 有馬君武君。

○有馬(總)小委員 私は本日は總裁から、国の収入財源の最も重要な部分を占めるこのたばこ専売に關連いたしまして、予算的なものも考へ方、また昭和三十三年度においてどのような構想をもつて臨もうとしておられるのか、そういう点に關連いたしまして、二、三の点をお伺ひいたしたいと存じます。

本年度の予算におきましても、収入が二千五百二十一億七千八百五十万というところで、支出を差し引きまして、一千一百億に及ぶ膨大な予算を、かかえておられて、それがその中で消

費者大衆に与える影響、また葉タバコ
の購入その他によって一般耕作者に与
える影響というものは、非常に大きい
のであります。その観点からまず大い
にいたしたいと思うのであります。が、
総裁も御承知のように、臨時税制調査
会におきましては、このたびの専売
益金について、ある程度本年度の増徴
を見込むべきであるというようないし
を示しておられました。それで、私は
先ほど専売公社の西山さんにお伺いし
ましたところ、毎週理事会も開いてお
るそうでありまして、昭和三十三年の
予算編成についても、専売公社として
は、基本的な態度、そういうものにつ
いては、もうお話し合いがあったらう
と思ひますが、現在たばこ、酒、それ
から砂糖、この三つに間接税の重点が
置かれてきたという点について、総裁
は、やはりこの傾向を今後も続けてい
くべきであると考えておられるかどう
か、この点について、まず第一にお伺
いしたいと思ひます。と申し
ますのは、池田前蔵相は前の委員会に
おきまして、とにかく間接税と直接税
の比率については大体半々、ヒフティ・
ヒフティというような形でいくのが望
ましいのではないかというようないし
も話しておられました。それにいたし
まして、やはり今申し上げましたよ
うに酒、たばこ、砂糖に重点がかかっ
ておいて、しかもその消費者は国民大
衆であるという点で、専売公社として
も、ただ単に国の重要な収入財源で
あるから、その中でわれわれとしては
政府のおっしゃる通りにというような
形で簡単に問題を処理してというなん
というふうな考え方をもちておられな
いに違ひない。何らかの定見を持つて

おられるに違ひない。それで、総裁と
しての昭和三十三年の予算編成に臨
む際のこの問題に対する考え方、これ
をまず第一にお伺いしたいと思ひので
あります。

これと関連しまして、大蔵省の主
計官にお伺いしたいが、今申し上げた
点について、何らかの考慮を払われて
おられるかどうか。たとえば西蔵におい
ては、十六カ国のうち十一カ国くらい
は、売上税というふうなものを作つて
おります。今度の臨時税制調査会にお
いても、この売上税等についてはいろ
いろ検討すべき面もあるけれども、考
慮の余地があるというふうな答申を出
されておったことは、御記憶に新しい
ところだと思ひます。問題は、とにかく
も徴税方法が簡単で、ただ選振の余地
も残つておられるかというふうなこと
で、間接税の中でも、特に今私が申し
上げましたようなものに依拠し過ぎる
きらいがあるのではないか。当然大蔵
省としても、この売上税その他につ
いても検討を続けておられると思ひま
すので、そこら辺に対する見解を、あ
わせて総裁の答弁のあとお聞かせいた
きたいと思ひます。

○松隈説明員 ただいま有馬委員から
のお尋ねでありましたが、私も、実は
臨時税制調査会の一委員として、
臨時税制調査会の答申作成に關与を
いたしておりました。御承知の通り、臨
時税制調査会の答申の中には、間接税
と直接税の比率が直接税に片寄り過ぎ
ておるか、あるいは間接税に片寄り過
ぎておるかというのを論じました結
果、さしあたりは直接税の方が重過ぎ
るということで、直接税、間接税の比
率の変更におきましては、むしろ直接

税は所得税を中心として減税の方向を
とり、間接税は現状維持か、もしくは
少し増徴をはかりたい、こういうこ
とを大前提として結論づけておりま
す。なお間接税の中におきましては、
御指摘のように、日本の間接税の立て
方、酒とたばこは専売益金という形
をとつておりますけれども、消費税と
同様の性質のものでありますから、こ
れを消費税と見ての話であります。が、
それに砂糖、この三つに依存する程度
が強過ぎる。その結果にいたしまして
は、これらを消費する消費者に負担が
重くかかり過ぎている。この点を再検
討する必要があるという結論に到達し
ましたので、そのことが書いてあ
ります。しからば間接税において、負
担の移しかえをする場合にどういう考
えをすべきかということも書いてある
わけでありまして、それには酒、たば
こ、砂糖に比べると、日本では物品に
対する課税が安過ぎる。そこで物品に
対する課税の問題としては、一般売上
税をとるべきであるか、あるいは個別
的な売上税、すなわち物品税を拡充す
る方がいいかというのを議論したの
であります。が、一般売上税につきま
しては、自然増収が相当見込まれるよ
うな場合においてこれを実施するのは、
時期尚早ではなからうか、これは将来
の研究にゆだねよう。物品税について
は、今申し上げました酒、砂糖、たば
こに比べて懸過ぎるようであるから、
これを拡充しよう、それと同時に、物
品の中で、かつては消費税を相当金額
負担しており、現在は負担がない繊維
品の課税も取り入れるべきである、こ
ういうふうなことで答申をいたしてお
ります。それが政府によつて一部実施

されましたが、間接税の方面は大体に
おいて見ると、こういうことになって
おりますので、間接税の負担の均衡を
はかるという問題は引き続き研究を
要する問題になっておりました。臨時
税制調査会は一応任務を終つて散会
したことになるのでありますが、引き続
きまして、税制特別調査会が大蔵省に
設けられて、目下活動を開始いたしてお
ります。ここにおいても、大蔵省から
の諮問をいたしまして、間接税と直接
税の比率をどう考えるか、それから間
接税の中における不均衡の是正はどう
すべきであるかということが提案され
ておりますので、調査会の活動が進む
につれて、その点が検討されて参ら
らうと思ひます。

次に、公社といたしまして、専売益
金のあり方についてどう考えるかとい
うお話であります。ことに昭和三十
三年の予算編成に關連しての問題であ
りますが、昭和三十三年の予算をい
かなる形で組むかということにつ
いては、目下公社におきまして、資料
を會議でもって検討している次第であ
ります。現行法のもとにおける公社益
金の大部分は、たばこ販売事業からで
きるわけでありまして、たばこの取
納にどのくらいの金額が要するか、そ
れをどのくらいの製造本数として製品に
仕上げ、それをどのくらいの売価に見込
むを立てるかということによつてきま
つて参るわけでありまして、三十三年
の予算とすれば、明年の四月一日以降
の一年でありますので、これを予測す
ることは非常にむずかしいことであり
ますので、大体三十三年の傾向を延ば
して考えるほか、今のところ一応考
え方はない、かように考えているわけ

であります。従ひまして、大体三十三年
度におきましてのたばこ製造本数を申
し上げますれば、一千九百四億本程度
のたばこを作る、そして、それとほぼ
同数量のたばこ販売数量を予定してお
ります。が、三十三年度におきまして
は、たばこの販売数量はどのくらい伸
びるであらうかというわけでありま
すが、最近におきまして一人当りのたば
こ消費量は、もうあまり大きく伸び
ない。たばこに關しましては、大体に
おいて消費量がマツチするくらいの数
量が出ておる。こういう状態でありま
すから、一人当りの本数の増加を見込
むことは無理があるだらう。しかし成
年人口の増加というものは、当然見込
むべきでありまして、成年人口の増加
を約二%程度見込んで、そのくらいは
販売数量が増すであらう、かように考
えて益金を算出したいと思つて、今作
業中でございます。従つて、結論的に
益金が幾らになるというまでには申し
上げるかねるわけでありまして、

一方来年度予算の編成にからみま
して、税制特別調査会の答申等があり
まして、政府におきまして間接税、こ
とに酒、たばこ、砂糖の税があまり重
過ぎる、それが消費者を圧迫している、
また財政的に見ても、そういうものに
依存度が高過ぎるから、直すという結
論が出て参るといふことになりま
す。公社としてはたばこの販売値段を
下げるといふことになって参る。下げ
ればそれだけ売れやすくなる、仕事が
やりやすくなるというものであります
から、もちろん政府の政策がそれらの
方に向いてくるというものであれば、
それは歓迎すると申します。か、早ま
しいことではあります。その政策と相待

て専売益金のはじき出しをいたしますが、現在のもとにおきましては、一応三十二年度から推した三十三年度というものを想定いたしますと、たばこ専売益金においても大した伸びはないと計算するのが妥当ではないか、この程度に考えております。

○鹿野説明員 三十三年度の予算編成の前提といたしまして、歳入等の見積りを目下検討しつつあるところでございますが、今有馬先生のおっしゃられました間接税等の問題につきましても、専売公社總裁の方から触れられましたように、いろいろと検討しているところでございます。ただ今の段階で、どういふような考えを持っているかというところは申し上げる段階に達していないかと思ひます。また私自身も一説明員であり、主計官でありまして、個人的な見解を申し上げるわけにもいかぬと思ひますので、時期的に、まだ全体の構想をどういふふうに考えているかということ、御説明する段階には至っていないと思ひます。

○有馬(輝)小委員 今總裁から詳細な御説明がございましたが、なお主計官の方からもお話がありました。問題は、消費者である一般大衆に与える影響という立場から、本年度は一萬田大蔵大臣の新聞紙上等に発表されておられるところの三十三年度予算編成に対する基本方針と申しますか、物の考え方、並びにそれをめぐる与党の六役の方々の話し合い、そういったものを新聞紙上で拝見いたしますと、減税その他は、昭和三十三年度におけるような形のものとは行かないで、本年度の予算を踏襲するというような基本方針であるやうであります。問題は、一千億の減

税なり一千億の施策というものをいたす場合にも、一つの契機とならうかと思ひますが、むしろ前年度の予算の予算構造というものを踏襲する際にこそ、私は、今一例として売上税の問題等を提起いたしましたけれども、やはりその税率について再検討するいい機会ではないか、このように考えるのであります。ましてやわが国の専売、特にたばこの税率というものは、諸外国に比べて決して安くはありません。それは御承知の通りであります。そういった点から、やはり再検討を加えていただく。たとえば新生でも、地方消費税分が三十四十銭、それから国の分が十円二十七銭というやうな形で、大きな税額を消費者が負担したておるのではありませんか、やはりこういふ機会に、公社として当然再検討していただく。ましてや、人口増が相当予定されて、成人人口も今の總裁のお話では二%増の見込みであるというやうなことであります。戦後のたばこ消費税の推移を見ましても、大きな伸びを示しております。前年度の予算の規模を踏襲するとするならば、こころ辺でむしろこの税率について検討する最もいい機会ではないか、私はこう思ひますので、臨時税制調査会、あるいは今おっしゃった大蔵省内に設けられておる委員会での結論がまだ出ていないといひましたけれども、總裁としてこころ辺についてその調査会なり何なりを臨む基本的態度と申しますか、そういうことも含め、当然公社において、これは理事會その他において御検討あつてしかるべきであるし、また現在検討を続けておられると思ひますので、あらためてこの点について、もし御見解がある

とすればお聞かせをいただきたいと思ひます。

なお、主計官も、売上税その他についても三十三年度についてはまだほとんど構想をまとめていないといふことでありまして、少くとも各省においては、三十三年度予算編成についての作業に大わらわであります。その査定について、大蔵省の基本方針といふものができていないといふはずはないのであります。そこら辺について、やはり私はききよう委員長に、昭和三十三年度の予算編成について、地位は問わないけれども、大蔵省としての考え方を述べ得る方において願ひたいといふことをお願いいたしておきまして、そので、そこら辺についておあわせて御答弁をいただきたいと存じます。

○松隈説明員 私は、臨時税制調査会の委員をしておりました当時におきましても、酒の税率は高過ぎる、従つてたばこの税率に當るもの高い、これに続いて砂糖が高いという意見を持つておりました。従つて、税制調査会がこの三税の消費税が高過ぎて不均衡であるという結論を答申に書くことについて、賛成した一人でもあります。従つて、今日といえどもその考えは変えておりません。公社の總裁になりました現在におきまして、税制特別調査会が開かれて、またその委員になっておりますけれども、私の従来の考えは変える必要がないと思つております。従つて公社といたしましては、機会あるごとに、三物品に対する消費税が高過ぎ、他の物品税との間の負担の均衡を破つておる、こういう主張はいたしたいと思つております。ただその減税財源というものをどこに求めるかという

場合においては、大体において間接税の中で振りかえる、それを直接税を増徴してまで間接税を軽減するといふことについては、当時も賛成者が割合に少かつたのですが、今日においても大体その傾向は変わらないだらうと思ひます。そうしますと、かわり財源としての間接税の中の増徴を引き受けるところが、売上税であるのか、あるいは物品税であるのか、これにつきましては、臨時税制調査会もずいぶん時間をかけて論議したのでございます。売上税には、また売上税の長所もあるけれども、欠点もありますために、反対が出ました。それから物品税は、理論的には安過ぎるから引き上げるといふことは是認されて、この方は一応答申の形にまとめ上げたのであります。これを実行に移すに當つてなかなか難点がありまますので、しかも三十三年度の予算編成に當つては、自然増収が相当多かつた際において、売上税がやはり大衆負担になる、こういう点もございまして、ついに採用にならなかつた、こういういきさつがあります。今度の税制特別調査会においても、前と同じやうな理論で果して結論が出るかどうか、それから結論が出た場合には採用するかといふことは、今のところはまだ見通しは立てかねております。私の考えとしては、従来の考えを變える必要はない、かように思つております。

○鹿野説明員 ことしの予算編成については、もちろん主計局も全力をあげて準備いたしておりますが、何分にも現在、経済の転換期でございます。し、やうと為替の見通し等が少しずつ

よくなつておるといふやうな状態で、非常に慎重に検討をいたしてあります。本日は、来年度の編成についてとお話でございましたが、主計局長とも相談いたしました。きよう主計局長が出てこられませんが、大へん申しわけないことでございます。時期的には、何分にも内部的な意見もきつとまとまつたものでありませんし、今こ

こで申し上げるのは時期尚早であるからごかんべん願ひたいというお話を、私としては申し上げざるを得ないのであります。

○有馬(輝)小委員 總裁としてのお考えを伺ひました。總裁に対するこの問題に関する質問は、それくらいにいたしたいと思ひますが、ただ希望といたしましては、もちろん税率におきまして、戦前と比較いたしますと、酒や砂糖と比べまして、これが一倍半くらいになっておるのに、たばこは一〇五倍といふことで、あまり税率の變化はありませんが、たばこの小売価格に占める比率が六五%に近いといふ点については、やはり今總裁がおっしゃつたやうに、よほど検討していただかなければならぬ、私はこう思ふわけでありまます。それと同時に、主計官の御答弁でございましたが、たとえば昭和三十三年度の自然増収、税収の増額に対する見通しにつきましては、私たちが大蔵委員会においていろいろ論議いたしました。あなたの方の考え方と、私たちの考え方とは、大きな開きがある、それは御承知の通りであります。また今国際収支の問題等について触れられましたけれども、その点については、昨年度末から山際日銀總裁などは、ある程度の警告を発しておつたの

に、あなた方が長期の見通しを立てられて、しっかりした意見というものを政府に出さなければならぬ。あなた方が政府に話したくないけれども、手帳の方々に話したくないから、まあいいで、公定歩合の引き上げ、その他大手術をしなければならぬ。今昭和三十三年の税収その他についても、よほどお互いに事前に検討して、長期の見通しを立てる、その中で専売益金はどうなる形になっていくかということを検討していかないと、昨年度と同じようなことを繰り返す。いいにしろ悪いにしろ、やはりそこら辺については、大蔵省としての定見というのを示していただいて、それをめぐって、その中で専売益金はどうなる地位を占めるのであるか、こういう角度からの検討をさせていただきたいと思うわけでありませう。今の御答弁でありましたから、これ以上この問題については、本日は質問いたしませんけれども、次の機会には、やはりそこら辺についてもお聞きをいただきたい。あなたがお越しにならないければ、主計局長にお越しをいただいて、ぜひそこら辺についての考え方というものを聞かせ願いたいと思存します。

次に、あなたに関する問題だけ拾い上げて、先に質問いたしておきます。パレー種の葉タバコ輸出、これに西山さんは努めておられるというお話でございましたが、輸入タバコ並びに輸出タバコに関する関税関係その他はどうなっておりますか、これは簡単でけっこうでございますから、お聞かせをいただきたいと思います。

○石田説明員 専売公社の輸出するものも輸入するものも、関税は全然かかっておりません。

○有馬(輝)小委員 次に、昭和三十三年の事業計画におかれては、製造高について拾い上げてみますと、ピースが六十九億本、いこいが二百二十四億本、新生が四百六十五億本、ゴールデンパットが六百六十二億本というようにございませう。これについて一昨年度ですか、西山さんにお伺いしたところ、新生、ゴールデンパット、こういったものについては、ある程度今後ふやしていくというふうなお考えであると聞きましたけれども、これを具体的な数字で、どの程度ふやしていくのか、その点再度お聞かせをいただきたいと思存します。

○石田説明員 販賣の方は私の所管でございませうから、私からお答え申し上げます。

ただいまの一年間の数量でございませうが、それを割合で申しますと、大体ピースが七・五%くらいに当っており、現在の売れ行きの状況から見ますと、ピースが約九%くらいまで行っておりますので、ピースは予算で見ますよりも伸びると思存します。それから光をやはり七・五%見ておりますが、この売れ行きが少し落ちておりますので、全体の六%くらいになってきております。それからいこいが、予算の数字では二割三分八厘に当っておりますが、これも少し落ちておりまして、最近では二割一分四厘くらいになっております。それから新生でございませうが、この予定では三割八分二厘くらいでありますけれども、これがふえておりまして、約四割五分くらいになっております。それからパットのの方は、予定では一割四分二厘でございませうが、最近の売れ行きは約一割でございまして、当初の予定より少し落ちております。

○有馬(輝)小委員 現状についての御説明があったわけでございますが、問題は、西山さんが御答弁になったように、新生、パットについてどの程度製造数量をふやして、これを一般需要者に供給するか。現在のようによ、パットは出たその日になくなってしまふというふうな事態を解決するためには、どの程度に数量を伸ばそうとしておられるのか、それをお伺いいたしておりますので、そういった角度からお尋ねしたいと思存します。

○石田説明員 パットは、ただいまのところ、実際の需要よりも少し供給が足りないと思存します。これは、下級原料が不足するためにさうなっておりますのでございませうが、ことしの葉タバコの収納を見てもみませんと、パットに使え原料がどのくらいあるかということをはつきりいたしません。それからもう一つは、来年度の販賣予算の組み方でございませうが、全体の数量は、先ほど総裁のお話しになりましたようなこととで一応のめどをつけましたけれども、中の売れ行きの割合をどういうふうに見るかというところは、これは下期になりましてから、少し売れ行きの状況が変ってくるのじゃないかと思存しておりますので、なるべくその予算編成時直前の傾向をつかまえてやりたいと思存しております。そういう原料の関係からいいますと、ある程度やはり原料さえあれば、パットはふやしていきたい、かように考えております。

○有馬(輝)小委員 どうも御説明が何だかピンとこないのですが……。昭和九年から十一年の平均に比べて、タバコの販賣数量は、昨年度の実績なんかは約四〇%伸びておる。問題は、その四〇%の内容がどの程度になっておるか、下級品にあるのか高級品にあるのか、これは少くとも本年度の事業計画のピースなり光なりというものが占める割合から見まして私はその伸びというものは、下級製品にもっとも顯著に現われておる、このように見るのであります。やはり二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一年度の見込み、これは数字は出てないけれども、見ませんが、そういった傾向を見られて、当然専売公社としては、この販賣に対する事業計画については、この販賣の方を持っておらなければならぬはずである、それをお聞かせいただきたいというのであります。どの程度ふやしたか、具体的な数字でございませう。ただかくなければ一年たつてみて、ちつともパットが出回らなかつたなどというふうな非常にへんちくりんな形で落ちつきますので、この点は特にこの際明ことをお聞かせ置きたいと思存します。

○石田説明員 たばこの値段、品質、そういうものによりまして、経済的な影響もあつたと思いますが、これは上のものが、よけい売れた下のものがよけい売れたり、非常に変化がございませう。ただいまのお尋ね、来年度どう考へるかというふうなお話でございませうが、大体の傾向としては、問題はパットであろうかと思存します。それ以外のもは最近出しましたホープとか、みどりとかいうものは、製造数量

が少いために、非常に足りないもので品切れもありますが、そのほかのものは、大体順調に需要は満たされておると思存します。従いまして、その需要を特に一方的に変更させるというふうな考え方は、売り上の予算は組まないということでございます。それからパットにつきましては、ただいま申し上げましたように、原料の状況をみながら計画を立てなければならぬが、考え方としては、現在ではやや供給不足なので、ある程度やはりこれを緩和するように考えたい、かように考えます。

○有馬(輝)小委員 私、これは非常にしろろとの質問であつて、専門家であられる皆様方には、かえつて逆に私の質問がピンとこないのかもしれませんが、問題は、一般消費者の声として、高級品は出回っておるけれども、一般下級品は出回らないという声があるわけですから、しかも、それは人口増その他からいたしまして、私が先ほどあげましたように、販賣数量が四〇%もふえておる、その中で、下級品と高級品の割合はどの程度になっておるかということをお尋ねいたしました。これは、販賣計画も公社で立てられるのであります。その販賣計画に即応するところの製造というものが行われるに違ひない、私たちは、しろろと考へてそう考へる。ところが、実際は、今申しますように、高級品は出回るけれども、下級品は出回らないという事態、これは、専売公社としては、是正するに正していこうとするのか、是正するといふ考へがなければならぬ、もしあるとするならば、どの程度製造を減していくのか、そういったもの

が少いために、非常に足りないもので品切れもありますが、そのほかのものは、大体順調に需要は満たされておると思存します。従いまして、その需要を特に一方的に変更させるというふうな考え方は、売り上の予算は組まないということでございます。それからパットにつきましては、ただいま申し上げましたように、原料の状況をみながら計画を立てなければならぬが、考え方としては、現在ではやや供給不足なので、ある程度やはりこれを緩和するように考えたい、かように考えます。

を、具体的数字をもって教えていた
きたいというのが、私の質問の要旨で
あります。

○石田説明員 下級品とおっしゃいま
すが、現在足りないのはパットだけで
あります。ほかの品物は、足りない
というところはございません。それから
パットをどのくらい製造する予定かと
いうことでございますが、ただいま申
し上げましたような事情で、現在の段
階では、私どもが予算の骨組みを作り
ますのに、大体全体の数字を先に押え
りまして、パットをどのくらい製造す
るかという具体的数字のところまでま
だ参っておりませんので、御了承をお
願ひいたします。

○有馬(輝)小委員 それでは、別な立
場からお伺ひいたします。本年度の事
業計画、製造高の計画では、パットが
百六十一億七千万本になっております
が、この数字は、ふやされる考え方が
あるかどうか、この点をお伺ひしたい
と思います。

○石田説明員 パットにつきましては
は、ことしの販売がそこまできてお
りませんので、来年度は、おそらくそ
れよりも減った予算になるかと思いま
す。

○有馬(輝)小委員 しつこいようで
ございますが、意識的に専売公社でパ
ットを出されないから、販売数量がそれ
に及ばないという事態になるのではな
いか、私たちがこう受け取っております
わけなんです。ところが、いや売れない
から、来年度はもっと減るであろうと
いうような御答弁なんですけれども、
そここのところ食い違いがありはしな
いか、この点を、いま一度御説明いた

だきたいと思うのです。

○石田説明員 パットの原料が足らな
いものですから、現在では、使えます
原料はいっぱい使っております。結
局もつという葉をパットに使わなけれ
ばならない、そういう問題になります
ので、現在の供給量といたしますと、
この程度ということになりますので、ご
さいます。

○有馬(輝)小委員 今やと本音を
はかれたのですが、大衆のためには、む
しろいい葉を使っていたらいい。さ
つきから総裁に税率の問題等を伺
いましたが、とにかく、これは後日
御質問いたしたいと思ひますが、
耕作者に君臨し、小売業者に君臨し、
ひいては消費者に君臨している専売公
社の方々が、絶対の権限を持ってお
られる。その中で、せいぜいパットをよ
くするくらいのサービスはして下さ
い。材料がないから、パットはもう下
級製品であつて、この程度以上うまく
なつては困るのだ、そういうことはい
はずであります。パットだって、少し
お安くすれば、これに越したことは
ないのです。問題は、昨日いろいろ伺
ひしましたときに、高級たばこの原料で
ある輸入の見通しについて、これを委
える考え方があるのかどうかという質
問をいたしましたところ、いやもうこ
れ以上輸入を減らす考え方はない、百
五十五万トンですか、これ以上減らす
考え方はないのだという御答弁であり
ました。そういうものについても、や
はり関連してくるわけでありまして、
問題は一般大衆、特にこのパットその
他に嗜好を持つ方々の要求にこたえる
ということも、私はこの際特に考えて

おいていただきたいと存じます。本日
はこの程度にして、次の機会に詳しく
質問いたしたいと存じます。

○内藤小委員長 井手君から発言を求
められておりますので、この際これを
許します。

○井手小委員 総裁に一言だけお尋ね
をいたしまして、所信をお伺ひしたい
のであります。それは、昨日総裁の心
がまえを承わったときに申し上げたこ
とでございますが、たばこ小売商の在庫
の問題であります。従来私も承わつ
たところによりますと、月三回の配
給がある場合には、従来の実績に
あつたようでありまして、最近
は、やはりどうしても一カ月分は品物
をかかえてくれる、こういう強い要請
があつておるようでありまして、従つて
今も有馬委員からお話があつたよう
に、これはもうあなたの方に何回相談
したつて、公社はなかなかないわけ
でありますので、泣く泣くどこの小売
も、一カ月分はかかえてある。その小
売商が——総裁もあるいは御理解があ
るかもしれないが、零細業者が多い
のであります。その零細な小売商が
たばこのために十何万円も金を寝か
せなければならぬ。銀行やその他から
高利で金を借りて、品物を抱かねば
ならぬ、これは、零細業者にとつては
耐えられない負担であらうと私は考
えておるのではありません。その点につ
いて、私は最近九州各地を回つて参
りましたがどこからでもそういう、何
と申しますか、はつきり申せば非難と申
しますか、上品に申せば泣言と申しま
しょうか、そういう苦しい表情を訴え
られたのであります。しかも今年の更

は、中元を中心として街頭売り出し
までやられておる。中元が過ぎた今日
でも、なお個別に家族の人がずつと
たばこを売って回つておる。こういう
ことは、いかにたばこ益金の増収をは
からなければならぬ立場であるとい
つても、明らかに行き過ぎであるとい
考えております。中小企業を守るとい
うこと、守るというにはあまりにもひ
どい行き方、あるいは街頭売りや個別
訪問までして売っていくということ
は、行き過ぎであるとは私は考えてお
りますので、この際、就任早々の総裁
ではございませうけれども、この行き
過ぎを一つ正していただきたい。総裁
がかわられたおかげで、非常に朗
になったという気持ちを小売商は持
たうように、そうすることとがまたあ
なたの方の将来の増収にも役立つと
私は思ふ。心から協力するような態勢
を作つてもらふためにも、そういう行
過ぎをこの際やめていただく、その御
所信がおりになるかどうか、その点
だけをこの際承わつておきたいのであ
ります。

○松隈説明員 ただいま井手委員の
おっしゃったこと、総裁としてはご
もつともだと思つております。私はま
だ経験が浅いので、十分のことを承知
しておりません。従つて、数字等は場合
によつて販売部長が申し上げますが、
調べたところによりますと、大体たば
こは月三回に回つておる、こういう
ふうにして聞いております。そうすれば、月
三回に回つてくる商品を一カ月抱いておれ
ないことは、無理なことは明らかだと思
うので、おそらくそういうことはな
いのじゃないか、私まだ販売部の方の
意向を聞かないで、一応常識的に考

ておるのですが、あるいは全国十四万
三千の小売商がございますので、例外
の場合にそういう事例が起つたかもし
れませんが、常識的に考えれば、一カ
月持たせるといふようなことは行き
過ぎだ、かように思つております。従
つて、もし従来の点で行き過ぎがあ
れば、これは直さなければいかぬと思
つております。

それから小売店が非常に販売意欲が
旺盛であることはけつこうだけれど
も、個別訪問までして売るといふ問題
であります。これは、やはり小売商
としての活動の範囲内でありまして
で、中には熱心家であつたものが
出ないとも限りませんけれども、そ
うなことを販売の本則とするといふ
うなことは、やはり少し無理がある
かように思つておりますので、大体に
おきまして、井手委員のおっしゃつた
基本線には賛成で、その方針のもとに
公社の販売を運営していきたい、か
ように思つております。

○井手小委員 あまり多くを申し上げ
ませんが、どこかの役所でも会社でも
同じことではあります、下僚や部下か
ら、私の方が悪かつたという報告をな
すところはないのであります。先刻
も西山生産部長から、熊本県の報告に
よれば、熊本の地方局では何ら行き
過ぎはなかつたという報告に接したとい
うことでございませうけれども、自分の
内輪から、部下から、私のやり方が悪
かつたという報告をなすものはないと
思ふ。公社に対する非難とか、ある
いは批判とかいふものは、これは国民
なり、あるいは耕作者や小売商のいつ
ておることはある。公社そのものは、あ
るいは自分の方が正しいと思つておる

かも知れません。思つてやられたとは私は考えておりません。そういう内輪の報告に基いていかれるばかりでは、これはほんとうの善政はしきれないと私は考えておりますので、その点も含みの上、事実一カ月もかかえておるということ、私は各所で承わつているのであります。三月ごろのお話を聞きますと、三月は配給は少し遠慮しておる。そのかわり四月には一カ月分抱いてくれろ、こういう相談も各地方局からあつたということも承わります。が、そういういろいろなことは申し上げません。事実各地でやつておるといふ証拠を持って御相談をいたしております。きょうのは御相談でありますから、どうぞただいまおつしやつた信念のように差越されますように、特にお願いをいたしまして、この問題の質問を私は終ることにいたします。

○石村小委員 先ほど西山生産部長から肥料問題について、そういう事実はないだろうというような御説明があったのですが、公社としては、現在のタパコ耕作組合を監督していращやるのでよくおわかりだと思ふのですが、過去三カ年の余にわたりまして中央会合を通じての肥料のあっせんですが、それをメーカー別、商社別、そうしてめんどろうでしょうか、われわれが現実の問題を調べる上に必要ですから、府県別くらいにして出したいだきたい、そうして、価格はもちろんのことですが、各中央会、あるいは各連合会、あるいは各末端の組合の手数料というものもあわせて出していただきたいと思ひます。

○西山説明員 お尋ねの肥料の種類につきましては、どの範圍まで差し上げ

ましたらよろしいでしょうか。

○石村小委員 中央会を通してあつせんした肥料全部をお願いいたします。

このことを申し上げますのは、私は山口県ですが、山口県はあまりタバコの大生産地でもありません。従つて、タバコ問題はあまりよく知らなかったのですが、今度のこういう法律が出たために、実情を調べなければならぬと思つて、耕作者を調べてみますと、生産額はそう多くありませんが、ずいぶんたくさん生産者もおります。その人は、どの人も、やはり肥料問題が不平の一番大きな問題です。これは、公社が積極的にそんなことをなされたのではないと思うのですが、生産者の立場から見ると、いかにも公社が無理にそういうような肥料を押しつけておるというのが、とにかく下の声なんです。高い肥料だ、あるいは八十円高いとか、ほかのところでは、いや八十円ではない、もっと高かったという。どれがほんとうかわかりません、わからぬが、とにかく生産者は、そういう非常な不満を持つておるということとは事実なんです。これは明らかにしなければいけないことだと思うのですから、めんどろでしようが、一つお出し願ひたいと思います。

○内藤小委員長 午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時五十六分開議

○内藤小委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

たばこ耕作組合法案を議題とし、質疑を続行いたします。石村英雄君。

○石村小委員 先に、まずさつき資料の要求をしました、言葉が足りませんでしたので、つけ加えておきますが、中央会からずっと回ってくる分だけでなしに、中には、聞けば地方の連合会がおやりになる、そういうものもあるそうですから、そんなものも調べ願いたいと思います。それと、農薬もずいぶん大きなものだそうですから、あわせてお願いしたいと思ひます。

それでは、まず提案者へお伺ひします。前もって提案者にお断わり申し上げておくのですが、私は、提案者の森山君や神田君ほどタバコ耕作の実情に明るくないものですから、一つ懇切に御答弁願いたいと思ひます。

まずこの提案理由を見ますと、「葉たばこの生産の実情にかんがみ」と、こうあるのですが、つまりタバコ耕作組合を法人化する前提として、生産の実情にかんがみとこういう大前提があるわけですが、提案者は、葉タバコの生産の実情をどのように把握していらっしゃるか、そうして、それがタバコ耕作組合を法人化しなければならぬ、ということにどのように結びつくものか、一つ生産実情について、提案者の把握していらっしゃることを御説のお願いしたいと思います。

○森山欽司君 葉タバコの生産は年々、特に戦後、戦争の打撃から回復して、逐次向上の一途を最近までたどって参つたわけがあります。しかし特に大きないろいろな問題といたしましては、昨年度において初めて収納価格の引き下げというような問題があったわけでございます。これは二十数年ぶりであつたと聞いております。それか

ら、やはり実施については、本年度の問題に持ち越されており、その帰趨はまだまだまっぴら御座りませんけれども、すでに昨年から余剰在庫が累積していく傾向にあるので、これをどうするかというような問題、すなわち減反等の問題があるわけでございます。そういう最近の実情もあり、さらにはまた、たとえば実務的な面から見ますと、従来人格なき社团というふうなことで、タバコ耕作組合等において建物その他の資産を持っており、その資産の登記名義その他について、必ずしも人格なき社团として放置しておくことは適当なとらざる面もある、そんなふうなことを考えまして、大きく申せば、タバコ耕作者の経済的社会的地位の向上をはかろうと、さらには「たばこ専売事業の健全な発達に資する」ということで、このたびは耕作組合法の立案をしたということです。最近のタバコ生産の実情と、いうことに対する認識、特に最近問題になっている事項については、今申し上げましたような所見を持っており、わけでございます。

○石村小委員　そうしますと、提案者は、タバコが戦後だんだんたくさんとれるようになってきたという事実、それからまた、従ってそれに関連してかどうかわかりませんが、とにかく現象としては、価格の引き下げという問題が起ってきたということ、及びまた一面タバコ耕作組合を法人化しよう、こういう御説明ですが、そうすると、タバコ耕作組合を法人化するということは、価格の引き下げに反対か賛成か知りませんが、あるいは減反に賛成か反対か、そういうことを一つ処理しなければ

か。

○森山欽司君　このたびは耕作組合法の末尾に併記されました提案理由の中にある「棄たばこの生産の実情にかんがみ」という、その生産の実情ということについて、主要な点をかいつまんで今申し上げたわけでありました。しかんし棄たばこの生産の実情として最近問題になった事項を直接的に解決する方法は、たばこ専売法の改正でいかなければならない。あるいは別な言い方をいたしますならば、とにかく現在のたばこ専売法を全部再検討して変えていかなければならないということでございます。従つて、その一部として、私もは一昨日来申し上げましたように、価格については収納価格の審議会、あるいはまた棄たばこ審議会という構想を持ち、あるいはまた減反の趨勢に対しては、耕作の基準としまして、前年耕作の経験という一項目を新たに設ける。同時にまた、専売法二十五条にたばこ耕作団体というようなことで出ております規定は、不備でありますから、これもしっかりしたものに變えていかなければならないということとで、主としてたばこ専売法二十五条を中心としての改正を内容といたしますものが、このたびは耕作組合法案でございいます。そういうふうに御了察をお願いいたします。従つて、タバコ生産の最近の実情としての大きな問題点について、直接的には収納価格の審議会とか、棄たばこ審議会とか、あるいはまた新たに耕作の基準ということとで、前年耕作の経験を取り入れるとか、そういう直接的なこともありま

す。それからまた、その根本になる耕作団体というものをしっかりしたものにしなければならぬ、そういうことも必要であります。それをたゞ専売法の中にそのまま改正案として入れてしまふのも、一つの方法であります。少くともこういう組織法としてやってみますと、これはたゞ耕作組合法だけじゃございませんで、社会党案のように、一カ条ないし二カ条くらいのタバコ耕作組合法を法人化するということを骨子とする改正で済みますものならば、またそれが立法の体裁として適当であればけっこうなんです。現在の立法の事例をいたしまして、それは労働組合法だけなんです。そういうことでありますから、たゞ専売法の一つの事項として考えて、そのうち二十五条関係がたゞ耕作組合法という規定になったというふうな御承知願えばけっこうです。

○石村小委員 社会党の案に対する批判が出ましたが、それを今やっておるわけではないのですから、本論に返りまして、葉たばこの生産の実情にかんがみ、ということがこの法律のできた根本の背景をなすもので、その実情にかんがみては、やはり根本的には専売法の改正ということをしなければならぬのであります。しかしながら、現在ある任意団体の耕作組合法を法人にしてしっかりしたものにし、こういう御説明ですが、根本はどうでしょう、耕作組合法を法人化するというよりも、あなた方がつかんでいらっしゃる実情ということから考えると、専売法の改正こそもっと緊急な根本問題ではないかと思う。あるいはきのうからの御説明を見ると、それは、継続審議に

はそんなものは入っていないのだから、そんなことはやりようがないのだという形式論をなさっているらしいんですが、しかし、私たちが法律案を審議する際には、法制局ならたゞそういう論議で済むと思ひますが、基本的なものを論じなければ一つの法律もできないと思うのです。ここは法制局ではないわけですから。従って、私はあなたの態度を不審に思ふわけなんです。基本的なのはむしろ専売法の改正だ、こういう御意見のようにとれるんです。その基本的なものを継続審議でなすからといっては、たゞたゞ、われわれから見れば末梢的なタバコ耕作組合法の法人化という問題だけを、非常に熱心に、これはどうやらなければならぬ——熱心なのはけっこうですが、しかし、基本的な問題に国会としては取り組むべきではないか、こう考えるのです。もちろんこの耕作組合法は、なるほど形式的には継続審議ですから、これを扱うにわれわれはやぶさかでありませんが、基本的な問題こそまず先に解決しなければ、末梢的なことを——入れもの論議でありましたが、やはり入れものよりも先にいれるもの、それはあなたも重要なものだ、こうおっしゃっていらっしゃる。その方をもっと真剣に論議すべきじゃないかと思う。いかがですか。

○森山欽司君 先ほど申し上げましたように、たゞ耕作組合法というものを新しく制定するように見えますけれども、その実体は、現行たゞ専売法二十五条の改正案の実体を持っているわけですから。従って現行専売法の問題については、最近の生産の実情にかんがみて種々検討しなければならぬ点があ

る。その主要な一点は、収納価格の問題でもあり、またその第二点は、最近の減反趨勢に対する適当な規定を設けなければならぬということです。それからまた、この第二十五条を要するければならぬ、そういう考え方は、その二十五条を要するにについては、そのきめ方がごく簡単にきめるやり方もある得るかもしれない。しかし私どもは、そういうやり方をとらない。組織法としては、やはり他の各種協同組織法と同じように、相当の組織を持ったものにしなければ、これは不適当である。私どもは考えているわけでありま

す。従って、そういうことで、専売法の一部改正という形をとらず、たゞ耕作組合法という法律を別途にここに制定する、こういうことでございます。従って、当面のいろいろな問題に対処するために、たゞ専売法の改正が必要なのは申すまでもない。私は昨日来一向否定しておりません。その改正をやるべきである、その改正する内容については、さきの国会における政府の提案、自民党の修正案、そういうようなものにおいて具体的な線が出ている。これが参議院においては審議未了の結果流れたわけですが、次の国会に政府も提出すると言っておりますし、与党の立場にあるわれわれとしても、大いにそれについて検討しなければならぬということ、目下せっかく検討している最中である。論理的に申すならば、これは同じような重要性を持つものである。できれば、並行して出されるということも、論理的にはそうなるのも一向差つかえない。しかし、その検討は一度にはできませんから、まずたゞ耕作組合法が継続審

議になっているというならば、まずこの継続審議になっておる事項を時間的に先後して議論するということは、一向差つかえないのではないかと、こう考え方を私は持っております。形式論議でも何でもありません。形式的には重要なものである。しかしながら時間的に、実際的にこれが先後することとは、一向差つかえないのじゃないかという考え方をします。

○石村小委員 私の申し上げておることが、森山さんには一向御理解できていないのじゃないかと思う。私は、そんな継続審議だからこれをやらなければならぬとか何とかいうことを言っておるわけじゃない。むしろ問題のたゞ耕作に対する根本問題について、政治論議をしておるわけなんです。あなたも生産の実情にかんがみ、耕作になって、公社の立場からいえば、専売収益を依然としてたくさん上げなければならぬという大議書の要求がある。それならば、農作になれば価格の引き下げも、公社の立場からすればせざるを得ぬかもしれぬ、あるいは減反ということもせざるを得ぬかもしれぬ。しかし、それはタバコ耕作者に大きな利害関係のある問題である。従って、そういう根本をわれわれは論じなければいけないんじゃないか。その点からいえば、むしろ末梢的なたゞ耕作組合法というよりも、その根本を論じて検討すべきじゃないか。このたゞ耕作組合法の法人化ということだけの技術的な問題でなしに、政治的な問題をわれわれは論議しなければ、こうした耕作組合法をやってみたってしょうがないのではないかと、あなたも、昨日も、

とにかく中身はないにしても、入れものだけ作って用意しておかなければならぬという、きわめて単純な御説明なんです。そんなことでは、今のタバコ耕作の根本問題からいって、簡単にあなたの御説を、はいさようでございますかというわけにはいかないのではないかと。それで、あなたへ根本的な考えはどうか、あなたは、やはり入れものだけ先にやって、そんなことは別にやるからいいんだ、入れものだけやってしまおうということ、依然として主張されておられるように思うが、そのことをあらためてお伺いしたわけなんです。なにも継続審議だからこれをやるよりほかしようがないというやうな、形式論を私は言っておるわけじゃない。根本問題に対して、あなたがその方をむしろもつと真剣にやってみて、そのあとで入れものことは考えても考えられるのではないか、重要なものは、むしろ専売法の改正という方が重要じゃないか、こういうことを言っておるのです。おわかりになりましたか、私の言う意味が。

○森山欽司君 先ほど来何回も繰り返しましたごとく、たゞ専売法の二十五条の部分を除く他の部分の改正は、もとより重要ですが、従って、政治論議をそこに展開され、あるいはまた論理的に、この組合法と同等または同等以上のウェイトを置かれて考えることも可能であらう。しかし、実際問題として一度にそういう問題を議論することはできませんから、順序づけてやらなければならぬ。順序づけて議論をしたあとで、もう一回おさらいをして、最終的な当面の専売行政に対処するやうな専売法規の改正を考える。そういう

意味で、實際論として、あるいは時間の先後というものの観点から、このたばこ耕作組合法を論議するということは私は何ら差しつかえない、こういう考え方であります。そうすることはまた實際的である、こういう考えです。なお一言つけ加えますと、御承知の通りたばこ専売法二十五条には、たばこ耕作団体については規定してございますが、この耕作団体に法人格を付する問題については、全く規定が示してないわけです。一方塩専売法に對して、塩業組合法というものは、中小企業等協同組合法に専売事業の特殊性を加味したような規定になっておるわけです。そういう意味では、たばこ耕作団体というものは、当然組合法というもので今までにできていなければいけない、たばこ法律なのです。こういうものが諸般の情勢から今までできておらなかった。そういう意味において、これは当然できるものでできておらなかったという観点からも、これは取り上げるだけの価値がある問題である、そういうふうな考えでおるわけでありす。

○石村小委員 あるいは私の方だけの特殊な事情かもしれません。森山さんのような栃木県の大生産地帯では、私の聞いておるような声はないかもしれませんが、しかしわれわれがいろいろの法律を論議する、また耕作組合というものを法人化するという具体的問題にしても、このことよって受ける利益関係というものは、耕作者なのです。耕作者とすれば、この耕作組合法というものが今日審議されておる、そして、しかもこの情勢だと、あなたの言われる入れものが先にできるとい

う点から、耕作者は非常にこの問題に神経質になっております。私は山口県で、さつことも申しましたように、大した生産のあるところではありません。しかし耕作者は、ずいぶんたくさんございまして、その耕作者に意見を聞いてみましたところ、非常に今度の問題に不安を持っておる。森山さんの立場からいうと何ら不安のない問題、むしろ任意組合で、どんなことになるかわけのわからないものを、ちゃんとした法人にしてやるのだからいいだろう、こういうお考えなのかもしれませんけれども、現実には耕作者は、今度の問題に對して非常に不安を持っておる。なぜ持っておるかという、過去の耕作組合という任意団体の歴史というものが、耕作者に對して、本来はむしろ公社のいろいろな指導その他の事情から作られたのでしようが、一方で、耕作者のためにという意味で作られておるはずで、耕作組合が、現実には耕作者自身から見ると、あまり自分たちに有利なものではない。むしろしばしば問題になりました肥料その他において、われわれはいろいろなむだな経費を負担させられておる非常にいやな団体だ、このように受け取っておるわけなんです。

栃木県ではそんなことはないかもしれませんが、私の県の耕作者の声を聞く、そのように言っておる。従って、われわれが耕作組合法を論議するにしても、そういう耕作者の不安のない形において、これを論議しなければならぬ、ということ、単にそれだけを抽象的に取り上げて、任意団体を法人にしてやるのだからいいじゃないかというだけでは、これは政治としては済まないと思

います。やはり過去の歴史的背景というものを考え、それに対する措置なり何なりというものをほつきりさせなければ、耕作農民は納得しない、と思う。それで、私は根本的なことを言っておる。しかし、あなたは繰り返して、継続審議だ継続審議だといって、その根本論に觸れてこれないわけでございます。あなたとこのことを論議してもしょうがないので、この点はこれで打ち切りたいと思います。実は私は、森山さんがなぜこの耕作組合に非常に本気になるのか、耕作者の声を聞いてびっくりして、どういうわけだろう、森山さんがなぜこの耕作組合法にあれほどまでやられるのだろうというふう

に不審に考えたわけですが、そこで耕作組合法に戻りますが、今申しましたように、耕作者はこれに非常に不審の目をもって見ておる。そこで私は、あなた方はそんなことをおっしゃるんだが、あなた方の代表は、われわれのところにて、ぜひ耕作組合法をすぐ通してくれ、と、しきりに陳情というか、運動をなさったんだ、一体あなたの方の代表がそんなことをなさるのはどういうわけだと聞いたところが、いやそれが問題だ、こう言う。つまりおれたちの代表は、この者が、実は代表でない、それが実情を無視したことを考えておるのだ。こういう説明でしたが、森山さんも、栃木県にはそういう実情はないかもしれぬが、全国には非常に多い実情だと判断しておるかどうか、その点も十分頭に入れて、今後のこの耕作組合法の審議についても、やはり配慮あつてしかるべきだと思ふのであります。

そこで、具体的なことをさらにお尋ねいたします。この耕作組合法では、法人にすることができわけですが、今度は耕作者は、法人としての耕作組合を作ることができわけですね。ところが、この法人としての耕作組合を作りたくないという者がおつたとすると、その関係はどのように提案者はお考えであるか。もちろん従来の専売法の二十五条の規定は、改正されるわけですが、しかし任意団体としての耕作者が「たばこ耕作組合」という名前を使つてはならぬということがこの法律にもありますが、名前はたばこを守る会でも葉タバコを作る会でもかまいませんが、そういう任意団体を作るとい耕作者がいたとき、この法律との関係で、それはどうやって処理していこうとなさるか、提案者のお考えをまず先に聞きたいと思ひます。

○森山欽司君 たばこ耕作組合法案の第十二条には、加入の自由の規定がございまして、入りたくない人は入らなくてもいい。すなわち「組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。」また脱退については「組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができ。」というふうな規定があるわけですが、従って、加入脱退の自由を持つており、民主的な構成になっているわけでございます。

○石村小委員 なるほど法律は、ごく民主的にできております。ところで二十五条をこのように訂正された理由、もちろんこういふ法人にするという意味から訂正も必要でしょうが、在来のような、二十五条の耕作団体は認めないという趣旨で、あの二十五条はあのような訂正になっておるのですか、どうですか。やはりああいう形のものの、二十五条の従来の法律規定は削除するか、ああいう団体のものは作るなら一向作つてもかまわぬというお考えでしょうか。そういうことなら、二十五条の訂正のしようももつとあつたと思うのですが、いかがですか。

○森山欽司君 この新しいたばこ耕作組合法が成立いたしますならば、従来のたばこ耕作組合というものは一定の経過規定、すなわちこの法案の五十ページの附則第四項によりまして、経過的には認められますが、そのあとは、従来のような意味におけるたばこ専売法の第二十五条のたばこ耕作組合は、この法律によるものしか認められず、この法律によらないものは認められないということでございます。

○石村小委員 そうすると、従来の二十五条のような性質を持った任意団体は否定するという意味ですか。今の御説明を聞くと、積極的に否定されるわけなんです。

○森山欽司君 そういふふうに解釈しております。

○石村小委員 そうすると加入、脱退は自由だ、民主的にできておるといっても、従来のような形の組合を作つて、ちやいかに、こういう意味なんですか。私が積極的に否定なさるのかと聞いたのは、このことなんです。

○森山欽司君 事実問題として、そういう種類のことはできるかもしれませんが、しかし、それはたばこ耕作組合法によるところのたばこ耕作組合では

ない。

○石村小委員 それはわかっておりま
すよ。当りまえの話なんです。僕の聞
いているのは、この耕作組合法による
ものでないものかどうなるかと聞いて
おる。それは、今度の耕作組合法による
組合でないという事はわかり切った
話です。だから、それはどう処理せら
れるお考えか。公社のお考えは、私は
別に聞きたいと思うのですが、今度提
案者として、現在の任意団体、これが
新しい耕作組合法に組織変えをしない
という場合に、これを提案者は、やはり
積極的に否定されるのか、こう聞いて
おるのに、いかにも積極的に否定する
ようにおっしゃったのですが、そうな
んですか。

○森山欽司君 たばこ耕作組合法の附
則の第四項に「改正前のたばこ専売法
第二十五条第一項の規定により届け出
たたばこの耕作者の団体又はその連合
体でこの法律の施行の際現に存するも
のは、昭和三十三年六月三十日まで
は、改正後のたばこ専売法第二十五条
の規定の適用については、たばこ耕作
組合と見なす」という規定があるわけ
であります。継続審議で、立法の当時
約一年間という経過を置いてあるわけ
ですが、その一年間を過ぎたあとにお
いて——この三十三年六月三十日とい
う日付は、実際問題として、この法律
案が成立するとすれば変えなければなら
ぬでしょうが——一定の期限後にお
いては、改正後のたばこ専売法第二十
五条の規定の適用については、たばこ
耕作組合と見なすことはできない、こ
ういうことでございます。

もしません。もちろん法律上のいろ
いろな利益を享受することはできない
でしょう。しかも二十五条をあのよう
に訂正されたのですから、専売公社と
しても、これに対して法律に基く特別
な利益を与えることはできないかもしれ
ませんが、現実問題として、そうい
うものは認めていかないというお考え
で二十五条をあのよう訂正なさった
のか、こういうことを聞いておるわ
けです。それは勝手だということのか、
どっちかというのを聞いておるのだ
す。

○森山欽司君 法律の建前から申せ
ば、そういうものをお作りになるのは
自由であります。しかし専売行政の立
場から、それに相手申し上げるわけ
にはいかぬということになると思いま
す。附則の第三によれば「たばこ専売
法の一部を次のように改正する。」と
いうことで、今までの第二十五条は「公
社は、たばこ耕作組合法第二条に規定
するたばこ耕作組合に対し、葉たばこ
の生産に必要必要な指示をすることが
できる。それから第二項にいたしまし
て、公社は、前項の規定により指示を
受けたたばこ耕作組合に対し、当該年
度の予算の範囲内で、その指示された
事項の実施に要する費用の全部又は一
部に相当する金額を交付することがで
きる。」というふうになっておりま
す。こういうふうなことにしては、
実質上も現在のたばこ専売法第二十
五条の線に沿った組合であつても、こ
の耕作組合法の線に沿った組合になら
なければ、たばこ耕作組合という名前
は使えないと思ひますし、公社も、こ
れを改正案第二十五条の線に沿つて、
お相手申し上げかねるということにな
ると思ひます。

○石村小委員 提案者の御説明だと、
任意団体ができましても、それは、公
社としては相手にするわけにはいかな
い、こういうことなのですね、今の御
説明だと。そうすると、法人化するこ
とができると言つても、それはできる
というだけの話でなければならぬ。タ
バコを耕作する以上、絶対に法人化す
るよりほか手がない、こういうことに
当然の帰結してなると思ふのです
が、提案者の御趣旨は、そういうこと
なんです。そうすると、民主的にで
きてゐるなんというふうなさつきの御
説明は、全く人をごまかすためのた
らめの御説明だ、極端な言い方で大へ
ん恐縮ですが、そう言わざるを得ない
が、いかがですか。強制するといふこ
とになる。

○森山欽司君 まことに極端なお話で
あります。私も、民主主義とい
うものにはルールがあるという信念を
持っております。そのルールの線に
従つて組合は作るべきである、そうい
う考えを持っております。

○石村小委員 民主主義論議になつて
しまつたが、ルールがあるといふこと
はわかりません。そのルールなら、ル
ールをはつきりさせなければならぬ。隠
しておいて、そして、そのルールに従
わなきゃならぬなんといふことを言わ
れたんじや、国民はたまつたものでは
ない、こういうルールがあるから、こ
の通りにしなければならぬといふこと
をはつきり示さなきゃならぬ。もし提
案者のような御説明なら、タバコ耕作
者は、全部たばこ耕作組合法による耕
作組合に加入しなければならぬ。自由
加入の自由脱退だの、そんなへんて

こんなことを言つてごまかしてもらつて
は困ります。法律をそのように作りな
さい。

○森山欽司君 実務家の専売公社から
の立場から、この法案によつた場合の
取扱ひについて、一応御説明をしてい
ただいて、それで御満足がいけない場
合について、私がさらに御回答申し上
げます。

○石村小委員 今専売公社に答えてい
ただくという話ですが、私も、実は一
応提案者の真意がわかつたら、専売公
社の御方針を聞きたい、こう考へて、
さつきもそのように申ししたはずなん
です。ところが今の提案者の御説明だ
と、なるほど加入、脱退の自由があ
る。従つて、入りたくない者は入らぬ
でもよろしい、こういう民主的だとい
う御答弁。ところが、入らなかつたら
公社も相手にしませんぞという提案者
の御説明なんです。そうすると、これ
は加入、脱退は自由と言つたところ
で、それはタバコを作るまいと思ふな
らば、それでけつこうなんです。自由
といふ口をあけておいて、そうして実
は入らざるを得ないやうな、そういう
提案者の御説明ですから、それじゃ決
して民主的なものじゃない。表面を民
主的にして、実際の運営を非民主的に
強制しようとするものである。それが
ルールだといふならば、はつきり強制
するといふことをお書きなさいといふ
ことをこつちは言ひたい。どうか、そ
この真意を明らかにしてもらひたい。
一方法律ができた場合に、公社として
のお考えは、これは公社としての御判
断があると思うから、さらに聞きたい
と考へておるのだが、法律を作る前
に、立法者の意思といふものは、公社

の今後の解釈にも相当影響すると思ふ
から、しかも重大な問題だと思ふか
ら、私は念を押して聞いている。

○森山欽司君 この際はつきり申しま
するならば、専売公社は、生産指導そ
の他の関係で、個々の耕作者について
は、組合員であるといふにかかわら
ず、これはお相手を申し上げる、しか
し組合として行動する場合には、改正
案の専売法第二十五条の法の上にお相
手を申しかねる、こういうことになる
というわけでございます。

○石村小委員 どうも、私の言う意味
が森山さんにおみだめていないのじや
ないかと思ふ。今度のたばこ耕作組
法ができましたら、この二十五条をあ
のうに改正されるために、従来の任
意団体というものは、この何条かにた
ばこ耕作組合という名前をつけてはい
かぬといふことがあるから、従来の組
合は何とか適当な名前をつけないば
ならない、立木葉タバコ会なり何なり
とつけなければならぬ。また法律で、
二十五条の、ちゃんとそういう任意
団体に対する規定が削られてしまふか
ら、専売法によるいろいろな積極的な
利益といふものは、そういう団体は受
けることができないかもしれないとい
ふことを私はつきり申し上げた。ただ
問題は、そういうことを承知の上で任
意団体を依然として作つておく、それ
をあなたは認めぬといふやうな御発言
をなさつたから、こつちは聞いてい
るのだからやむを得ぬ。それは、
作つてしつかり生産に励んでもらへ
ば、それに越したことはない。別に安
い補助の金をやるかやらぬか、それは
法律をもつと議んでみなければわかり

ませんが、ほかの法律で、無理にたばこ耕作組合に入っていないと補助金もやる、損害賠償もやるということにおおそくなつておると思いますが、それ以外の特殊な利益がもしたばこ耕作組合に對してあるものならば、それは任意団体には与えられないということになるが、この提案者の趣旨は、決してそういう場合に、そんな任意団体を否定しないのだという意味かどうか。それを私は積極的に否定されるのかという形で、聞いたわけです。あなたの御説明を聞くと、いかにも積極的に否定されるような御発言ですから、そこでそういう聞き方をしたわけです。この点を明らかにして下さい。もう法律的にどうなるということはいいです。

任意組合と任意組合でないものとの関係ということは、一応私も知っておりますから、その方はいいわけです。ただその扱い上、この法律を作った提案者としてのお考えは、そういう任意組合を否定していくというお考えかどうかというのを聞いています。

○森山欽司君 あなたも御承知の通り、この法律に基かない組合は、法の上においては存在しない、専売法体系の上においては、そういうタバコ耕作団体というものは認めていない、こういうことを申し上げたわけでありまして、ただし従来の組合が新しい法人組合となる過程においては、その間約一年間の猶予期間を設けて、逐次それに移行するようになるわけです。しかもなお法人組合はできなかった。しかし、新たにまた全然その地区にできなかったというようなことが出た場合どうするかという問題が、事実問題として残ろうと思ひます。その場合について

ては、私も、そういうことではないことが望ましいというふうに考えておるわけでございます。それからまた、そういう組合が出ないことが望ましいというふうに望んでおるわけでありまして、

○石村小委員 あなたは、望ましいという言葉を、望ましいとお好きのようですが、望ましいということとは、ただあなたが頭の中で、そういうことが望ましいと考えていらつしやるのか、それとも、こういう法律を作った立場からいって、そういうことは望ましいから、積極的にその方へ持つていくのだというお考えかどうか。そこをはつきりさしていただきたい。経過規定で、それまでは認められるとか認められないとか、そんなことを私は聞いていないわけではない。たばこ耕作組合法を作られた立場から考えると、たばこ耕作組合法による法人化された組合でなければ、任意団体の存在は望ましくないから、これを認めないという形で今後進めていくというお考えであるかどうか、そこを聞いています。

○森山欽司君 耕作組合員の資格のある方が、この耕作組合法に基く法人組合を結成するのはいいやだということ、全員任意組合でいくというふうな事態が生じたときに、できるだけ関係者は努力をすべきではないかと考えております。またそういう事態が出ることは望ましくない、こう考えております。

○石村小委員 そうすると、強制ではないが、指導という形で行われるということになると思うのですが、この耕作組合法というものは、まず第一に、耕作者の地位の向上をはかるということが根本問題、もちろん専売事業の健全な発達ということも一つの目的ですが、耕作者の社会的地位を向上させるという目的で、この耕作組合法はできている。従つて、耕作者がそんな耕作組合を作らぬでもいい、これで十分だといふものを、飲みたくないというのを無理にひっぱつていって水を飲ませなければならぬその理由をお尋ねしたい。

○森山欽司君 そういう事態が生ずることは望ましくないし、生じないようには私も努力はしては努力はしてはならぬと思ひます。しかし、どうしても作らなければならないというふうな事態が生ずるならば、これはやむを得ないことだと思ひます。それから、私の個人的な所見をもつていたしますならば、そういう事態は、九割九分起きないであろうという見通しを持っております。

○石村小委員 森山さん、あなた一人でタバコを作つていらつしやるなら、あなたの望ましいという形にいつて一向差しかねない。しかし、多くの生産者は、あなた以外にたくさんいるわけなんです。あなたが望ましいという形が望ましいとは、その人たちは考えないかもしれない。現に今度の耕作組合法というものは、大体従来の任意組合をただ法人化したというところだけだといふことに尽きると思うのです。もちろん法人にするわけですから、いろいろなめんどくさい規定は当然あるわけなんです。根幹は、従来の任意組合を法人にしたというところに尽きるところ。それを無理に、そんなことをしないでいいと葉タバコの生産者が考

えたと、あなたは、自分では法人にした方が望ましいと考えるからといって、他の葉タバコ耕作者に持つていつて、あなたの望ましいという希望を強要しなければならぬという理由は、どこにあるのですか。あなた一人でタバコを作っているわけじゃないでしょう。各人の自由を認めていいんじゃないですか。

○森山欽司君 私は、そういうことは希望すべき状態である。望ましいということは、希望すべき状態である。またこの法律は、多年の耕作者の要望の間から生まれてきたものであります。従つて、そういう観点から新法の精神をよくのみ込んでもらつて、今までの任意団体の組合がこういう組合に移行するように、法の提案者の一人として、この新しい態勢に移るよう努力をしようというところは、私は当然のことであると考えておるわけでありまして、私が、先ほどそういう心配はない、九割九分、あなたの望ましいという事態ではないという見通しを持つておると申しますのは、この法案の成立というものが、耕作者の多年の要望の中から生まれてきたものである。私もどが単に頭の中で描いてきたものではなくて、耕作者の間に、何年もの長い間こういうものの御要望があつて、そういう要望が国会に反映されてこつたという法案の提出になつてきたといふふうに、私も理解しておるのです。ですから、先ほど申し上げたようなことを申し上げるわけでございます。

○石村小委員 まあ人間というものは、自分の考えたことよりほかには、考えつかぬことかもしれないが、森山さんは、耕作者の九九%が法人化を望んでおる、こういうお話なんです。が、私の知つた範囲では、九九%はこれに反対だ、こういうわけなんです。(これは、意見の相違で片づけるよ。と呼ぶ者あり) 意見の相違で片づけるよ。ですが、そこで聞きたいのは、あなたが法人にするように無理に引つぱつていくのかどうか、こういうことを聞くわけです。意見の相違のことを言っているわけじゃない、方針を聞いているわけです。これは今後の耕作者に大きな影響を与える。(別なことをやれ。と呼ぶ者あり) はたでよいいなことを言わぬで、黙つて……。提案者の趣旨を説明して下さい。

○森山欽司君 何度も申し上げるよう、繰返すようなことになりまして、意見の相違でございます。そういうことで、私の御答にかえたいと思ひます。

○石村小委員 意見の相違といへば、それきりの話なのですが、しかし現実の事態はどう見るといふことは、大事件な問題だと思ふのです。私たちの考へていることが案外間違ひかもしれない、同時に、あなたの現実の事態をなめていらつしやること、あるいは間違ひかもしれない、国会というものは、そこを論議するのが国会の場であるはずなんです。おれの考えた通りで間違ひないのだというのなら、国会の必要も何もないといふことになる。私は、むしろ森山さんに親切に言っているわけなんです。森山さんが、耕作者の末端の声を、よく聞いてもらふ。なつたら、あるいは認識が変るのじゃないかといふことで言っているわけなんです。が、よけいな親切の押し売り

わたしお前は次は作らせぬというように言われるのではないかといって、非常におそれて、卑屈になっておるわけなのです。われわれがこれを問題に

いわけは間違ひの恨みかもしれない。恨みかもしれないが、耕作者はそのように考へている。僕は、八十円高い肥料を買わされた、私のところは、菜種の

かと聞いているのも、生産者は、従来のタバコ耕作組合、自分たちが信頼していない不平だからの耕作組合がそのまま今度の法人化されたものになっ

耕作組合法というものが、そのままの形で通りますと、その附則の第三項におきまして、たばこ専売法の二十五条を改正することになっております。

ら、私の質問は、きょうはこの程度に置いておきます。

○内藤小委員長 中馬議員から発言を求められておりますが、これを許可す

るに異議ありませんか。——では許可いたします。中馬君。

○中馬辰猪君 今までの小委員会では御意見が出なかったと思ひますけれども、前の国会においてこの法案を制定するいきさつの中で、主として農業協同組合及びその連合会からだったと思ひますけれども、資材の共同購入について、いろいろ御意見があったようでありまして、特に肥料その他の場合におきましては、農業協同組合との間にいて、仕事に競合するという立場において、農業協同組合の方々の非常に強い御反対があったようでありまして、そこで、この問題を円満に解決するためには、あるいは修正案なり決議案なり、附帯決議というような措置がなければ、円満にこれを解決することはできない。現在においても、おそらくさうな態勢ではないかと思うのであります。そこで、今日の段階においては、森山議員にお伺ひしたいことは、それらの点に対する具体策がどうなっておるか、あるいは農協との話し合いといひますか、森山さんが今まで手がけられたこの法案の中で、それを具体的にどういうふうな解決されるかということ、を、まずお伺ひしたいと思ひます。

○森山欽司君 問題は、たゞこ耕作組合法案の第八條第一項第三号の「葉たばこの生産上必要な肥料その他の資材の共同購入」これがたゞこ耕作組合の経済事業として、農協方面からいろいろとかくの論議の対象になつておるわけでございます。この点につきましては、すでに午前中の委員会で申し上げましたように、従来のたゞこ専売法第二十五條第一項第三号には「肥料その

他葉たばこの生産上必要な資材の共同購入」ということで、肥料については、たゞこ肥料としか書いてない。それから資材については「葉たばこの生産上必要な資材」というような規定の仕方になっております。それでありまして、法文だけを見ますと、肥料は何でも取り扱えるというふうな印象も受けてくるわけでございます。しかし、そういうふうなことは、実際問題としては、従来のたゞこ耕作組合も自重的に、たゞこ耕作の目的に沿うように事実上は運営をされて参ったかと思つておるのであります。しかし、なお多少遺憾の点があったかとも考へております。そこで、そういうことのないようにということで、「葉たばこの生産上必要な」ということを一番上に持つて参りまして、「肥料その他の資材の共同購入」というふうな、肥料、資材ともに葉たばこの生産に必要であるということに法文の書き方も変へましたことは、農協の経済事業との競合というものをしてできるだけなくなければいけないという徹底に出たにはかならないわけでございます。そういうふうな考へで、実はこのたゞこ耕作組合法案自体の問題につきましても、現在のたゞこ耕作組合を法人化するならば、農業協同組合というふうな形でやつたらどうかという意見が出た。しかし、そういう農業協同組合法に基く法人化というふうなやり方をやりますと、たゞこ耕作自体が農協法に規定する事業までの事業範囲を拡張することによって、既存の農協、特に総合農協との間の競合、摩擦を生ずるおそれはないか、そういうふうな点を特に心配をいたしたわけでございます。それからまたたゞこ

耕作団体か、専売制度下における特殊作物の生産者団体、その事業を通じて専売事業の円滑な運営に協力するという面もあることは、これはこの団体の性格として当然でございます。そういう面も考へ、農協の根拠法である農協法によって法人化することは、多少ズレを生ずるのではないかと。さらに農林大臣と公社、あるいは大蔵省との間に二元監督の弊を持つことはないか、そんなことも考へまして特殊法人とするが、なお農協の経済事業と競合しないということをはからなければならぬというところで、法文の書き方も變へて参つたわけでありまして、従つて、私も、耕作団体が現在行なつていゝと同様に、肥料、農薬等の資材の取扱ひを言つていゝものでありまして、またもちろん肥料、資材の品目、数量についても、葉たばこの生産上必要限度にとどめるということが主眼であります。大体こういう法律ができましたあとにおいて、もしこれに違反するような行為があるといひますならば、たゞこ耕作組合法に基く罰則の適用を受けることになる。農協等の系統機関とも、従来通りできる限り事業上の調整と協調に努めて、摩擦のないようにやっていきたいというものが、この規定を入れた趣旨でございます。それで、先般の国会の審議の過程において、なおこれでは、どうも農協との事業の競合という面について心配があるのではないかという面もございまして、たゞこ耕作組合法案の附帯決議案、この法律の実施に當りまして、農業協同組合との不必要な競合を引き起すことがないように、大蔵省、公社、農林省は緊密な連絡、協調を持つて、この法律の施行に遺憾なきを期し

て、この法律の施行に遺憾なきを期しというので、四項目の附帯決議案まで付して、遺憾なきを期するというような態勢であつたわけでございます。しかし、なおいろいろ農協の事業との間の競合について御議論がございまして、私も、私どもは、もしでき得るならば、この附帯決議の線に沿つた形において何らかの立法的な措置、すなわち若干の法文をこの間に挿入できるように余地が考へ得るならば、それも考慮したいというので、目下私も寄り寄りこの具体案について協議中でございます。立法上、俗な言葉で言へば、おかしくない形でそれが実施し得るならば、そういうふうなやつて参りたいというふうな考へておるわけでありまして、それでありますから、このたゞこ専売法の第八條第一項第三号の規定によつて、たゞこ耕作組合は従来通りのやり方をやる、従来通りのやり方の中で、たとへばきのうですか、きょうですか、問題になりました前作葉の肥料というところまで肥料の範囲を延ばして参りましたならば、これは際限がなくなる。でありますから、肥料という字句の前に、葉たばこの生産上必要などという字句の入れかえまでいたしまして、私どもの趣旨の表現に遺憾なきを期したというふうな状況でございます。

以上、大体今日までの農協との事業の競合というものに対して、私どもの考へておる態度のあらましを御説明申し上げた次第であります。

○中馬辰猪君 ただいまの森山議員の御発言は、大体われわれもよくわかつたのでありますけれども、さらに具体的に、一番最後に話が出ました、おかしな程度に法文を修正することができぬならば修正をしたい、こういう御意見でありましたけれども、そのおかしな程度はどのような修正案というものを、具体的に御示しができませんか。

○井手小委員 議事進行に關連して……ちよつと、私は中馬さんに御相談ですが、この第三号の肥料その他の資材の共同購入については、非常に問題が多いわけでありまして、何回も申し上げるようですが、これは、この法案の私は中心点であらうと思ひます。見方々々、立場々々の生命線であらうと思ひます。そこで、この点は、もつと現在の実態を明らかにした上でなくてはならぬと思つて、さらに時間をかけて十分審議したいと考へておりますので、修正というふうな問題、意見の点については、後日にやつてもらひたい。現在の段階がどうであるかということが、実は私は大事だと思ひますから、一つしばらく御猶予願ひたい。

○中馬辰猪君 ただいま井手先生の御発言を聞いて、非常にわれわれも意を強うしたのであります。この資材の共同購入の点の解決が最大の問題であるというお話ですから、もしこの点について、農業協同組合との間にいて円満な話し合いがつけば、あなたはこの法案に御賛成願ひますか。(笑聲)

○石村小委員 さつき提案者の御説明に、中馬さんの質問に対して、農業協同組合との間で、肥料という字を頭に持つていったからという話ですが、その頭に持つていった点はどうでもいいのですか……。

○森山欽司君 いや、頭にあったのを

下げたわけです。

○石村小委員 下げて、ライス・カレーをカレー・ライスにしたというのですが……。

○森山欽司君 違う違う。

○石村小委員 それはいいですよ。そんなことまでせんさくはしません。せんさくはしません。もしカレー・ライスの方を食ったら処罰を受けるという話ですが、それはどういう条文で処罰されることになっておるのですか。

○森山欽司君 第六十一条第一項に「次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。」その第一号として「この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。」こういうことでございます。

○石村小委員 その解釈ですか。わかりました。

○内藤小委員長 それでは、本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会

昭和三十二年九月十三日印刷

昭和三十二年九月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局